

1 当苑が提供するサービスについての相談窓口（緊急連絡先）

- ・担当：望月亜紀、満間健志、松尾鉄矢
- ・電話：054-284-0021（月曜日～土曜日 8時30分～17時30分）
- ※ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2 当苑の概要

(1) 名称

- ・名称：社会福祉法人^{恩賜、財団}済生会支部静岡県済生会 小鹿苑（介護予防）短期入所部
- ・所在地：静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号
- ・介護保険指定事業所番号：2274100094

(2) サービス提供地域

- ・サービス提供地域：静岡市（その他の地域の方でご希望の方はご相談下さい。）

(3) 職員体制（介護老人福祉施設＋（介護予防）短期入所生活介護）

- ・施設長：1名、管理者（（介護予防）短期入所生活介護）：1名、
看護師：4名以上、生活相談員：2名（社会福祉士・介護福祉士）、介護支援専門員（管理栄養士兼務）：1名、機能訓練指導員：1名、医師：1名（嘱託）、介護員：34名以上、事務員：1名以上、管理栄養士：1名（※調理業務は外部委託）

(4) 設備

- ・定員100名
（介護老人福祉施設：80名＋（介護予防）短期入所生活介護：20名）
- ・居室
（4名部屋21室・その他9室）、浴室（特殊浴室・一般浴室）、機能訓練室、医務室、静養室、食堂、談話室

3 運営の方針

- ・隣接する静岡済生会総合病院と連携し、地域要介護高齢者の生活支援のための相談に応じ、（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。

4 サービス内容

(1) 食事：状態に応じた調理方法とします。

(2) 入浴：原則として、1週間に2回、状態に応じた方法で入浴していただきます。

※ただし、健康状態等により部分浴又は清拭となる場合があります。

(3) 介護：ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

（着脱介助・排泄介助・オムツ交換・体位変換・シーツ交換・その他）

(4) 健康管理：健康状態に注意し、必要に応じて適切な措置をとります。

(5) レクリエーション等：季節感ある行事等を行い、豊かな入所生活が送れるよう努めます。

5 非常災害対策

- ・別に定められている当苑防災規程により、地震等の災害による被害防止及び軽減に努めます。

6 虐待の防止

- ・当苑は、ご利用者様の人権の擁護及び虐待の防止のため、虐待の発生及び再発を防止するための委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。
- ・当苑は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

7 身体拘束等の適正化のための対策

- ・当苑は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行わないこととし、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。

8 感染症や災害への対応力強化

- ・当苑は、感染症又は災害が発生した場合において、必要なサービスを継続して提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

9 料金

(1) 基本料金（介護保険適用時のご利用料）

- ・短期入所生活介護（多床室・6級地・単価10,33円）

区分	単位数（1日）	総費用（1日）	ご利用料金 （1割負担の場合・1日）
要介護1	596単位	6,156円	616円
要介護2	665単位	6,869円	687円
要介護3	737単位	7,613円	762円
要介護4	806単位	8,325円	833円
要介護5	874単位	9,028円	903円
看護体制加算Ⅰ	4単位	41円	5円
看護体制加算Ⅱ	8単位	82円	9円
看護体制加算Ⅲイ	12単位	123円	13円
看護体制加算Ⅳイ	23単位	237円	24円
夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位	134円	14円
夜勤職員配置加算Ⅲ	15単位	154円	16円
サービス提供体制加算Ⅰ	22単位	227円	23円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の1000分の83		
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の1000分の27		
介護職員等 ベースアップ等支援加算	所定単位数の1000分の16		
送迎加算（片道）	184単位	1,900円	190円
送迎加算（往復）	368単位	3,801円	381円
療養食加算	8単位	82円	9円（1回につき）
緊急短期入所受入加算	90単位	929円	93円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	1,239円	124円
医療連携強化加算	58単位	599円	60円

※連続して30日を超えてサービスをご利用の場合、1日につき30単位の減算をいたします。

- ・ご利用料金の負担割合は、『介護保険負担割合証』に記載されている割合となります。
- ・介護予防短期入所生活介護（多床室・6級地・単価10,33円）

区分	単位数（1日）	総費用（1日）	ご利用料金 （1割負担の場合・1日）
要支援1	446単位	4,607円	461円
要支援2	555単位	5,733円	574円
送迎加算（片道）	184単位	1,900円	190円
送迎加算（往復）	368単位	3,801円	381円
サービス提供体制加算I	22単位	227円	23円
介護職員処遇改善加算I	所定単位数の1000分の83		
介護職員特定処遇改善加算I	所定単位数の1000分の27		
若年性認知症利用者受入加算	120単位	1,239円	124円
療養食加算	8単位	82円	9円（1回につき）

- ・ご利用者様が負担する利用料金は上記の通りですが、要介護度の変更、また介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額、月日に合わせてご利用者様のご利用料金を変更します。
- ・加算項目については、加算条件を満たす項目のみ加算させていただきます。
- ・ご利用者様が要介護認定を受けていない場合には、総費用を一旦お支払いいただきます。ご利用者様が要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が保険者より払い戻されます。このように償還払いとなる場合は、「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ご利用料金の負担割合は、『介護保険負担割合証』に記載されている割合となります。

（2）社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度について

年間収入が単身世帯で150万円以下、等市町が生計困難と認めた場合、社会福祉法人から提供される介護保険サービスの利用料・食費・居住費の自己負担を軽減できる制度があります。市町へ申請し、手続きが完了すると、『社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（黄色）』が届きますので、コピーを各担当または受付へお渡し下さい。

（3）その他の料金（介護保険給付外）

- ・食費：朝食395円、昼食610円（おやつ代含む）、夕食490円
- ・居住費（滞在費）：855円（1日）
 - ※食費、居住費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証（青色）記載の負担額となります。
- ・日常生活費：100円（1日）
 - ※個人用として必要となるシャンプー、石鹸等の日用品や保健衛生品等の提供についての費用をいただきます。通常のおむつ代は介護保険給付対象ですので、ご負担はありません。
 - ※当苑での提供を希望されない場合は、ご家族にご持参していただきます。
- ・居室電気料（テレビ、ラジオ、電気あんか等）：20円（1日）
- ・居室電気料（携帯電話使用料、電気カミソリ使用料等）：10円（1日）
 - ※居室において使用する個人専用テレビ等の電化製品にかかる電気料をいただきます。
 - ※その他の電化製品については、ご相談の上ご利用料をいただく場合がございます。
- ・特別な日用品にかかる諸費用

※ご利用様の日常生活品において、ご利用様が特別に希望される物品又はサービスについては、その実費をいただきます。

- ・その他：買い物等をされた場合の費用は実費となります。

(4) キャンセル料

- ・入苑前にご利用様のご都合及び体調不良等でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用当日の8時30分までにご連絡いただいた場合：無料

②ご利用当日の8時30分までにご連絡がなかった場合：1日のご利用料金の50%

(5) ご利用中の中止

- ・ご利用中にサービスを中止される場合、退所日までの日数をもとに計算いたします。

①ご利用様が中途退所を希望された場合

②入苑日の健康チェックの結果、体調が入苑に適さない場合

③ご利用中に体調が悪くなり、医療が必要となった場合

④他のご利用様の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(6) お支払い方法

- ・ご利用様が当苑にご利用料金を支払う場合の方法については、預金口座振替とし、月毎の精算といたします。毎月20日までに前月分の請求をいたします。毎月27日（土日祝日の場合には金融機関翌営業日）のお引き落としとなりますので、前日までにご入金下さい。お手続きはご契約の際にお願いいたします。

10 ご利用方法

(1) サービスのご利用開始

- ・当苑に介護支援専門員（ケアマネジャー）を通してお申し込み下さい。担当職員がご利用者様のお宅に伺い当苑の（介護予防）短期入所生活介護の内容等についてご説明いたします。
- ・本説明書によりご利用者様から同意を得た後、当苑の管理者が短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始いたします。（ご利用期間が短い場合、作成しない場合があります。）
- ・入退所時刻はご相談の上、決定させていただきます。
- ・居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前にご担当の介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

- ・サービス終了を希望される日の3日前までに文書でお申し出下さい。

②当苑の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合、サービス終了日の15日前までに文書で通知いたします。

③自動終了する場合（ただし、電話での連絡は必要）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・ご利用者様の要介護度が非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ご利用者様がサービスを終了することができる場合（ただし、文書での通知が必要）

- ・当苑が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に違反した場合
- ・ご利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・当苑が破産した場合

⑤当苑がサービスを終了させていただく場合（ただし、文書での通知が必要）

- ・ご利用者様がサービスのご利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払うよう再三催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合
- ・ご利用者様が当苑に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

1.1 緊急時の対処方法

- ・サービス提供中にご利用者様の容体に変化等があった場合は、必要な措置を講じ、ご家族（必要時は主治医）へ連絡いたします。

ご利用者様の連絡先		電話	
緊急連絡先（主）		緊急連絡先（副）	
氏名		氏名	
住所		住所	
電話		電話	
続柄		続柄	
主治医			
病院名または診療所名			
医師名			
住所			
電話			

1.2 小鹿苑の概要

- ・法人名：社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部静岡県済生会
- ・代表者：支部長 石山 純三
- ・施設名：小鹿苑
- ・施設長：望月 美宏
- ・実施事業：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護、通所介護（デイサービス）、通所介護相当サービス、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問介護相当サービス、居宅介護支援（ケアマネジメント）

1.3 苦情窓口

- ・担当：望月亜紀（小鹿苑 介護サービス課）
 - ・電話：054-284-0021（8時30分～17時30分）
- ※その他、当苑以外にも市町村等の苦情窓口にて苦情を申し立てることができます。

(静岡市介護保険課：054-221-1088)

(静岡県国民健康保険団体連合会：054-253-5590)

・第三者委員

・氏名：藤森克美（電話：054-247-0411 藤森法律事務所内）

・氏名：山梨キイ（電話：054-334-9164 介護ホームふじみの家ここあん内）

・氏名：真子義秋（電話：054-275-2252 静岡市里親家庭支援センター内）

・氏名：山田勝久（電話：054-283-7581）

1.4 サービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	1 あり ② なし
第三者評価を実施した直近の年月日	令和 年 月 日
第三者評価を実施した評価機関の名称	
第三者評価の結果の開示状況	1 あり ② なし

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から（介護予防）短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

ご利用者様

代筆者・後見人等

住所 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

身元引受人兼連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ 印

（介護予防）短期入所生活介護の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基
づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号

名称 社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団} 済生会支部静岡県済生会
小鹿苑（介護予防）短期入所部

代表者 施設長 望月 美宏 印

説明者 氏名 松尾 鉄矢 印